平成２１年（フ）第２２５７号
札幌市手稲区曙12条１丁目７番２―208号
債務者　坂本　真美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２６０号
札幌市豊平区平岸１条３丁目２番11号　コーポサガミ３号
債務者　本間　壽明
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２７２号
札幌市白石区栄通１丁目９番18号
債務者　松岡由利恵（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２９１号
札幌市北区北31条西３丁目３番21号　ローズハイツ２号
債務者　小梨　昌之
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６６０号
福岡市南区鶴田３丁目８番19号
破産者　鶴田　　誠
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３３１２号
群馬県高崎市新町728番地２レオパレス新町103号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区大手門３丁目10番10―401号
破産者　中村　一治
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９１号
佐賀県鳥栖市今泉町2399番地１　フラワーフレンドリーA103
破産者　富澤　達也
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１４６１号
仙台市太白区中田３丁目８番15号　ハイム鈴木201
破産者　布宮　敏子
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
仙台市泉区高森４丁目２番地の146
破産者　佐藤　敏夫
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
金沢市寺町２丁目１番１号、従前の住所石川県白山市森島町い76番地14
破産者　北原　哲哉
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成１９年（フ）第３０号
和歌山市毛見373番地の４
破産者　栗谷　善展
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成１９年（フ）第９７９号
和歌山市井辺２番地の１、開始決定時の住所和歌山市鳴神1084番地の４
破産者　ウエミナミこと　上南　雄彦
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第６８０号
和歌山市布施屋57番地
破産者　福田産業こと　福田　政治
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第７３０号
和歌山市津秦217番地の12　山川マンション２Ｆ号
破産者　南方　得信
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第８０４号
和歌山市秋月108番地の22、開始決定時の住所和歌山市毛見381番地の３
破産者　祭　　南方
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１７４号
和歌山県岩出市西国分569―３　サンライズマンション401号、住民票上の住所和歌山市和歌浦南２丁目７番19号
破産者　河村　　実
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１９５号
和歌山市北野572番地の１　喜和の郷
破産者　井上　善弘
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２０９号
和歌山市津秦167番地
破産者　北山　泰秀
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係